

とんど行なわれない状況にあつたと推定される。
(注、ただし、法律的措施は、とられていない。)

問
10

日本国との平和条約第四条(四)において「特別取極の主題とする。」と規定していることの意義いかん。この規定によつて、従来の財産権の効力に変動が生じているか。

答

この規定自体は、将来同条(四)に該当する財産権について、施政当局との間に特別取極が行なわれるべきことを規定するにとどまり、これによつて、財産権の効力に直ちに變動を生ぜしめたものとはいえない。しかしながら、この特別取極の主題である事項については、その取極の成立をまつて、財産権の処理をすることとなるのであるから、その取極の成立までこれを保留するのが当然であり、したがつて政府としてはこの規定を念頭において必要な措置を講じてきている次第である。

(注 昭和三八年二月二七日衆議院予算委における中川条約局長答弁参照)

問 11 この法律の適用をうける韓国人の判定は何によつて行なうか。

答 政府として法律の規定に基づく手続規定により所要の証明書類の提示又は提出を求める等の方法により判定する。前記の所要の証明書類としては、旅券、外国人登録証明書、韓国政府の証明書等が考えられる。

問 12 担保権を処理の対象とするのに、用益物権を処理しないのは何故か。

答 用益物権は、他人が土地の使用を目的とする物権であるが、その性質上期間が限定されているとか、用益者がいない場合には実際上問題となることはまずないと思われるので、処理の対象としなかつたものである。

問 13

消滅した債権について六月二十二日以後弁済があつた場合に返済請求ができるか。

答 1

一般債権債務については、日本人が六月二十二日以後この法律施行の日前に弁済を行なつた場合には、この法律により当該債権債務は六月二十二日に消滅することとなるのであるから、当該日本人は存在しない債務を支払つたことになり、したがつてその返還を求めることができることになる。つきに、この法律の施行後に日本人が債務の不存在を知らず支払つた時は、非債弁済となり、民法の規定により返還請求をすることができない。

29

2

国の財務は、常に良好な状態においてこれを管理すべきであつて、特別の法律によらない限り、国が債務の不存在を知らずながら債務の弁済として給付をなすことは許されない。仮に誤つて支払つたときは当然に不当利得としてその返還を請求することとなる。

問 14 何故六月二十二日に権利が消滅したものとしているのか。(この法律の効果をそ及せしめる理由いかん。)

答 協定においては財産、権利及び利益は、署名の日すなわち六月二十二日に他方の国の管轄のもとにあるものをとらえているので、これらの財産、権利及び利益に対する措置の効果も同日に発生させなければ、譲渡その他による権利の変動に対処することができず、その結果として協定の趣旨を全うしえないことになり、かつこの法律を制定することが無意味なものになつてしまうおそれがあるからである。

問
15

「次項の規定の適用があるもの」とは何か。

答　たとえば、無記名国債は、動産とみなされるが、その証券に化
体された権利は債権である。昭和四十年六月二十二日において日
本国又は日本国民が保管する無記名国債証券で、協定第二条3の
財産、権利及び利益に該当するものは、この法律第二項の規定に
よりその証券を保管するものに帰属する。

しかし、協定第二条3に該当する債権であつても、この法律第
二項に該当しないものすなわち、これを化体する証券が日本国又
は日本国民により保管されていない債権は、第一項の規定により、
消滅することとなる。

問 16 何故第一項ただし書の規定を設けたか。

答 協定第二条3の財産、権利及び利益に該当する債権又は担保権で第一項本文に該当するものの中には、日本国又は日本国民その他のこの協定の趣旨により不利益をうけることが考えられない第三者の権利（たとえば質権）の目的となつているものもあると考えられる。

この場合、その第三者の権利の目的物たる債権、担保権が消滅することとなると、第三者の権利を害することとなるので、本項ただし書を設けて、その権利の行使に必要な限りにおいてその権利の目的となつている債権等は消滅しないこととしたのである。

問 17 「第三者の権利の目的となつていたもの」とは、いかなる意味か。

答 たとえば、日本国民が、その有する債権を担保するために本項第一号に該当する債権を目的とする質権を有する場合のように、本項各号に掲げる権利関係の当事者以外の者が、その権利の上に更に権利を有することをいう。

（注、この「第三者の権利」としては次のようなものが考えられる。

- | | | | | | |
|---|-------|---|------|---|-----|
| 1 | 差押え債権 | 2 | 債権質権 | 3 | 転借権 |
| 4 | 転抵当権 | 5 | 転質権 | | |

なお、第三者のために行なう契約、たとえば日本人のために行なう簡易保険等は、それ自体が第三者の権利であるので、これには含まれない。）

問
18

第三者の権利の下に括弧内の文言はどういうことか。

答 第一項ただし書は、第三者の権利を保護するために設けたのであるが、その第三者の権利が協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するときは、その権利を消滅させてさしつかえないのであるから、これを保護する必要がなく、括弧内の文言を加えて、これを除外することとしたのである。

問 19 「権利の行使に必要な限りにおいて」とは何か。

答 第一項各号に掲げるものであつても第三者の権利の目的となつてゐるものは、同項ただし書の規定により消滅しないこととしてゐるが、これは、第三者の権利の保護のためであるから、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないこととしたのであつて、たとえば、日本国民が有する債権を担保するために第一項第一号に該当する債権を目的とする質権が設定されているときは、その質権者が自己の債権の満足をうるために質権の目的となつてゐる債権の取立等質権を実行するために必要な限りにおいて、目的たる債権は消滅しないこととしたのである。したがつて、この場合、その質権たる債権の額が被担保債権額をこえる時はその超過額に相当する債権は、その質権の実行に必要な限度をこえるものとして、消滅することとなる。

問
20

六月二十二日後この法律施行の日までの間に第三者の権利の目的となつたものはどうなるのか。なぜそうしているのか。

答 第一項ただし書によつて除外されるのは、六月二十二日現在に

おいて第三者の権利の目的となつてゐるものであるから、質問の場合には、本項ただし書の規定の適用はなく、本項第一項各号に掲げる権利は、たとえ第三者の権利の目的となつていても消滅することとなる。

そのようにしてゐるのは、六月二十二日に権利消滅としたのと同じ理由による。

問 21 保管するとは何か。

答 他人から依頼をうけて物を預る場合のように、物を保存管理することを行う。そのほか事務管理、賃貸借、使用貸借等の場合におこるものである。

答 物とは、動産、不動産等の有体物をいう。無記名債券のように
動産とみなされるものも、本項の物に含まれる。

問 22 物とは何か。

問 23 物に含まれることとされる「証券に化体される権利」とは何
か。

答 「証券に化体される権利」とは、その行使及び移転について証
券の所有を必要とする権利をいい、(1)債権であつて証券に化体さ
れるもの（たとえば、国債、地方債、社債等）及び(2)株券又は出
資証券に化体される株主権その他の出資に係わる権利がある。

答 協定においては財産、権利及び利益は、署名の日すなわち六月二十二日に他方の国の管轄の下にあるものをとらえており、これらの財産、権利及び利益に対する措置の効果も同日に発生させることが必要であるので、物を保管者へ帰属させるについては、六月二十二日に保管しているという事実でとらえることが最も適当であるからである。

問 24 なぜ保管の時点を六月二十二日としたか。

問 25

何故物については保管者に帰属したものとしたのか。

答

このように帰属を決めるとすれば、その規定は実行が容易であり、また、使用者その他当該物件についてなんらかの権利を有する者の地位を保護する見地からみてもそうすることが望ましいと考えられる。

問
26

第二項後段を説明せよ。

答
1

第二項 前段によれば、大韓民国又はその国民の株式はその株式を保管する者に帰属するものとしたが、株式の発行されない株式については、株式の保管者がないため、その帰属は定まらず、したがって本法において措置の対象としなかつたこととなり、同じ株式について株式既発行のものと未発行のものとの間に必ずしも合理的ではない区別をすることとなり、妥当ではない。よつて、同項後段により株式未発行の株式については発行会社を株式の保管者とみなし、同項前段を適用させ、発行会社に帰属させることとしたものである。

2

具体例として、目下のところ知れているものは株式会社日本不動産銀行の未発行株式がある。
すなわち、株式会社日本不動産銀行は、朝鮮銀行の閉鎖機関

令に基づく新会社であるが、同令によれば閉鎖機關の株主は新会社の株主の地位を与えられることとなつていたので、日本不動産銀行はその設立に際し、同行の株券を朝鮮銀行の株主に交付した。ただ、朝鮮銀行の株主のうち株主名簿上の住所及び氏名の記載から朝鮮人と推定される二十八名（個人二十五名、法人三名）に対して交付すべき株券（額面一株五〇〇円）一六、〇七〇株分については、サン・フランシスコ平和条約第四条a項の趣旨にかんがみ、今日まで同行は交付を実行していないので、商法の解釈上、株券は作成の上株主に交付されて始めて成立すると解されている限り、まだ株券が発行されていないものというほかはない。

問 27

第三項の趣旨を説明せよ。その理由いかん。

答 (1)

第三項は韓国又は韓国民の有する証券に化体される権利であつて、協定第二條の財産、権利及び利益に該当するもので一項及び二項の適用があるもの以外について規定している。その主なものとしては、現在韓国内に韓国又は韓国民が保有する日本会社の株券に化体される権利が考えられる。

(2)

第三項を設けたのは、韓国側の要求した請求八項目にこれらの権利が含まれており、第一項及び第二項で権利の消滅及び帰属を定められた有価証券との均衡上適當であると考えたからである。

(3)

これらについて権利に基づく主張ができないと規定したのは、もしその権利を消滅させることとすれば、わが国の会社について株主総会の定足数の問題等会社法上の困難を生ずることとなり、株券そのものが韓国内にあるようなものの帰属をきめることは問題があることによる。

問 28

証券に化体される権利のうち「前二項の規定の適用があるもの」としからざるものとはそれぞれ何か。

答 (1)

(2)

「証券に化体される権利」については、問 23 答参照。

(4)

債権であつて証券に化体されるもの、たとえば国債、地方

債、社債等。(動産たる無記名のものについては、日本国又は日本国民が六月二十二日に保管しているものは第二項の規定により保管者に帰属し、保管されていないものは、第一項の規定の適用により消滅する。しからざるものについては、債権として第一項の規定が適用されて消滅する。)

(4)

日本国又は日本国民が同日保管している株式。(第二項の規定の適用により保管者に帰属する。)

(3)

しからざるものには、株式であつて日本国又は日本国民が六月二十二日において保管していないものがある。

問
29

「權利に基づく主張をすることができない」とは何か。

答 第三項の權利 たとえば、株式は、消滅することはないが、

その權利を有する者は、その權利を有することを主張して、その義務の履行をみずから要求することができないという意味である。たとえば、本項に該当する株式を有する株主は、その株式に基づき会社に対して利益の配当をすべき旨を主張することができないのである。

答 權利自体は存続しており、ただそれに基づく主張ができないわけであるが、たとえば、韓国国内にある株券を韓国側から引渡しを受けたときは、その権利は、国庫に帰属することとなる。

問 30

主張することができない権利は結局どのようなことになるか。

問
31

この法律の規定のみで実施が可能であるか。

答
(1)

この法律においては特定の事項を委任していることはなく、また、格別その実施のための命令を要すると認められるものはないので、この法律の規定のみで実施が可能である。

(2) 国の債務の処理についての各法律の委任に基づき、この法律の実施に関連して所要の事項を定めることはありえよう。

(注、例郵便貯金法、供託法)

問 32

政令は不要であるというが、これでは協定に定める特別の措置の対象となつてゐるものが判らないではないか。

答

協定でいう特別の措置とは、合意議事録にもあるとおり、第二次世界大戦の戦闘の終結の結果として生じた事態に対処して、千九百四十五年八月十五日以後日本国において執られた戦後処理のためのすべての措置（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条a)の規定に基づく特別取極を考慮して執られた措置を含む。）をいうことが了解されてゐるので、十分明らかであると考えられる。

（なお、本件合意議事録は、国会の承認の対象とはなつていないが一般國民に公示する必要があると思われるので、その内容を協定発効の際に告示することを考えてゐる。）

問

33

六月二十二日以後法律施行の日までの間にこの法律の対象となつてゐる権利の移転があつた場合はどうなるか。

答

本法第一項の規定により権利が消滅する場合には、昭和四十年六月二十二日後の法律施行の日までの間にその権利を移転する旨の契約等があつても、そのための権利が消滅することを妨げられることはないから、移転の効果は生じないこととなる。

第二項の規定により物が保管者に帰属する場合において、昭和四十年六月二十二日以後本法施行の日までの間にその物の移転があつたときは、その移転を受けた者と本法第二項の規定により物が帰属した者とのうち、先に登記等の對抗要件を備えた者が他の者に対してその権利を對抗することができることとなる。

問
34

合意議事録2 (a) において不動産について日本側は慎重に検討すると述べた。その理由いかん。

答

韓国側は、終戦直後の混乱期に帰国した韓国人の中には、帰国を直前に控えその所有する不動産について処理をしないまま引き揚げたものがあるとの懸念から、これら該当韓国人の所有する不動産に対する措置が執られる際に慎重な考慮を払うよう日本側に要請したが、日本側としてもこれらの不動産はその所有者が不在者であるところから、その不動産を現に使用している者の権利とか第三者の権利について慎重に検討することは当然である。このことを合意議事録に記録したものである。(しかしながら、請求権協定は、不動産を含む両国間の請求権問題(請求第八項目第六項)を最終的かつ完全に解釈するものであるから、協定の実施に伴う国内措置で不動産を措置の対象から除くようなことを約したものでないことは明らかである。)

問 35 前記の慎重な検討の結果は、この法律においてどのような
らわれているか。

答 (1) 合意議事録で韓国側の希望に対して慎重に検討すると述べた
のは、その不動産の所有者たる韓国人が日本にいないものにつ
いてであるところ、これらの不動産は使用者の権利や第三者の
利益を十分に考慮すべきであるので、第二項の適用により保管
者に帰属することとした一方、韓国人や第三国人が使用したり
しているものについては、保管者に帰属させることは協定の趣
旨とするところではないので処理の対象としないこととしたも
のである。

(2) 不動産について債権の場合のような権利消滅方式をとらず帰
属方式にしたのも慎重な検討の結果である。ここで「帰属する」
というのは、当事者間の関係を定めたものであつて不動産につ

へて対抗要件を具備しなければ第三者に対して権利を主張し得ないことは当然であるから、第三者の保護も十分になされたいと考える。

(注) 觀念的には、保管の状況にない不動産もありうるが、これをこの法律の適用から除いたのは、実態を把握することが困難であつて処理の実効を期し難いからである。

3
昭和四〇年一〇月

第五〇回臨時国会資料
(財産権処理関係)

法務省民事局

目次

一問	債権等と有体物との処理方法の相違	1
二問	債権と担保権の消滅とその範囲	3
三問	債権の譲渡の効果	5
四問	債権の弁済の効果	7
五問	債権の消滅時効との関係	9
六問	韓国人の日本に対する債権を目的とする担保権—権利の消滅関係	11
七問	日本人の債権を目的とする担保権—権利の消滅関係	13
八問	韓国人の所有「物」の帰属	15
九問	日本人保管の「不動産」を韓国人（所有者）が譲渡した場合の法律関係	17
一〇問	日本人に帰属した「不動産」を韓国人（元所有者）が譲渡した場合の法律関係	19
一一問	日本人保管の「動産」を韓国人（所有者）が譲渡した場合の法律関係	21

一二問	未発行株式の措置	23
一三問	法律第三項（権利に基づく主張をすること）がでない）の趣旨	25
一四問	法律第三項を設けた理由	27
一五問	在韓韓国人が保有する有価証券を譲渡した場合の効果	29
一六問	法律第三項を特に設けた実際上の理由	31
一七問	「国外居住外国人の特例に関する政令」の趣旨のためにする供託の特例に関する政令の趣旨	33
一八問	供託特例政令によりなされた供託の実情	35
一九問	朝鮮人に対する右供託の実情	37
二〇問	朝鮮人に対する供託金額（一人当り）	39
二一問	右供託についての還付請求等の実情	41
二二問	法律の施行と供託物還付請求権等	43
二三問	還付請求権が消滅した場合の措置	45
二四問	法律施行後の還付請求に対する措置	47

一問 債権、担保権は消滅することとしたのに対し、有体物はその保管者に帰属することとした理由いかん。

答 一方の締約国又はその国民の財産権で、他方の締約国の管轄下にあり協定第二条に該当するものについては、その管轄する国においていかなる措置を講じても差し支えないこととなつてゐるので、日本国としては、日本国の管轄下にあるこれらの財産権を消滅させ、または韓国人以外の者に帰属させることができるのである。

この措置として、有体物について権利（所有権等）を遡及的に消滅させることとする場合には、遡及時期以後にその物について行なわれた取引きは無効となり、善意の第三者を害する結果となる場合も生ずるので、むしろこの場合には、一定の者にその権利を帰属させることとし、第三者との關係については、権利変動の對抗要件によつて決するのが適當である。

これに反し、債権、担保権については、有体物の場合のように不都合は生ぜず、むしろ單純に韓国人の権利を消滅させれば足りるので、消滅方式を採つた。この場合、債権等が他の権利の目的となつてゐる場合には、その第三者の権利のみは必要な限度において保護することとしたのである。

二問

債権等の消滅につき、「日本国又は日本国民に対する」債権、「日本国又は日本国民の有する物等を目的とする」担保権のみを消滅させることとした理由いかん。

答

財産権についての措置は、一方の締約国又はその国民と他方の締約国又はその国民との間の問題であるから、韓国又はその国民の有する財産権で、日本国又はその国民に対するもの又は日本国若しくはその国民の有する物等を目的とするものに限定するのが相当であつて、韓国又はその国民に対するもの、その他の国又はその国民に対するもの等に及ぼす必要がない。

さらに、その対象を無制限にするときは、具体的にどの財産権がこの措置の対象となるかを確定することが不可能となるので、その対象を把握することが最少限度可能な範囲に限定しようとする趣旨も含まれている。

三問

昭和四〇年六月二二日以後法律施行までの間において、この措置の対象となるべき債権が第三者に譲渡された場合に、その効果いかん。

答

当該債権は、六月二二日に遡及して消滅したこととなるので、その日以後に行なわれた債権譲渡はその効力を生じないことになる。

四問 昭和四〇年六月二二日以後法律施行までの間に、措置の対象となるべき債権につき弁済があつた場合には、その効果いかに。

答 六月二二日に遡及して債権は消滅したことになるので、その後に行なわれた弁済は債務の弁済としての効果を生じない。
この場合、弁済者は、債務の存在しないことを知つていたということはできないので、非債弁済とはならず、弁済者は債権者たりし者に対して不当利得返還請求権を有することとなる。

五問 昭和四〇年六月二二日以後法律施行までの間に、措置の対象となるべき債権について消滅時効の期間が満了した場合は、どのような結果となるか。

答 六月二二日においてその債権は消滅してしまふのであるから、その後において消滅時効の問題は生じないこととなる。

六問 韓国人の日本人に対する債権を目的とする担保権で、その担保権者が(1)在韓韓国人である場合、(2)在日韓国人又は日本人である場合に、法律第一項の規定は、どのように働くか。

答 (1)の場合には、第一項但書は適用されず(カッコ書に該当)、第一号により目的たる債権が消滅し、従つてまたその担保権も附従的に消滅する。

(2)の場合には、第一項但書により目的たる債権は消滅せず、これを目的とする担保権も消滅しない。

七問 日本人が債権者たる債権を目的とする担保権で、その担保権者が(1)在韓韓国人である場合、(2)在日韓国人又は日本人である場合に、第一項の規定は、どのように働くか。

答 (1)の場合には、第一項但書は適用されず(カッコ書に該当)、第二号により担保権のみ消滅する。

(2)の場合には、第一項但書が適用され、担保権は消滅しない。